

第3節 支給期間

I 支給期間を定める趣旨

支援費を支給する期間（以下「支給期間」という。）は、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定にあたっては、支給決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなる（例えば、障害の状況に変化が見込まれる場合には、支給期間は短くすることとなる。）が、支給期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、厚生労働省令において定める期間を超えてはならないこととされている。

なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

II 厚生労働省令で定める期間

| 支援の種類 | 厚生労働省令で定める期間 |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援（知的障害者地域生活援助（グループホーム）を除く。）、児童居宅支援 | 「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「1年」 |
| 知的障害者地域生活援助（グループホーム） | 「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「3年」 |
| 身体障害者施設支援、知的障害者施設支援 | 「支給決定を受けた日からその日の属する月の末日までの期間」 + 「3年」 |

なお、省令で定める期間はあくまで上限であるから、市町村における支給決定に当たっては個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

Ⅲ 支給期間に係る経過措置

市町村等の事務処理の平準化の観点（居宅生活支援費の場合、平成15年4月から始まる支給期間の終了に伴い、新たな支給決定事務が集中するおそれがある。）から、身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援（知的障害者地域生活援助（グループホーム）を除く。）、児童居宅支援に関し、施行日前に行われる準備支給決定については、市町村が利用者ごとに定める支給期間の上限を18か月としている。